

木更津産米を食べよう条例

平成28年12月15日条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、米等の消費拡大の推進に関する基本方針を定め、市、生産者、事業者及び市民の役割を明らかにし、健康的で豊かな市民生活の実現と本市農業の持続的な発展をともに進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 米等 市内で生産された米及びその加工品をいう。
- (2) 生産者 市内で米を生産する者をいう。
- (3) 事業者 市内で食品の製造、加工、流通若しくは販売又は飲食の提供等を業として行う者をいう。

(基本方針)

第3条 米等の消費拡大の推進は、次の各号に掲げる事項を基本方針として、市、生産者、事業者及び市民が連携し、協力しながら行うものとする。

- (1) 安全で安心な米等を安定して生産及び供給する。
- (2) 米等の広域的な販売及び利用を促進する。
- (3) 米等を中心とした食育を推進する。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本方針に基づき、米等の消費拡大の推進に必要な施策を実施するものとし、学校給食その他市が実施する事業において、米等を利用するよう努めるものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、米等の品質を更に高めるため、安全で安心な米の生産及び供給に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、米等の消費拡大が本市農業の持続的な発展に貢献することを理解し、市内はもとより広域的な販売とその利用に努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、米等の消費拡大が本市農業の持続的な発展に貢献することを理解し、その消費に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。